

第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（十四）

第二部 租税（十三）

第四節 各種の収入に無差別にかかることを意図した課税（五）

消費財は必需品と奢侈品に分かれる（四）

贅沢品への税は、購入の都度、または購入量や購入額に応じて少額ずつ納めるしくみであり、納付の時期や方法の面では各種の税の中でも最も扱いやすい。総じてこの種の税は、課税の四原則のうち第一から第三の原則には他の税と同程度に適合する一方、第四の原則には大きく反する。

この種の税は、国庫歳入への寄与の比率や効率の面で比較すると、ほぼすべての他の税よりも家計の可処分所得を大きく減らすか、その増加をそもそも抑える傾向があり、この傾向は実施可能な四種の手段すべてで確認されている。

この種の税は、どれほど適切に運用しても多数の税関・物品税官吏を要し、彼らの給与や手当は国庫に入らないため、実質的に国民の負担となる。ただし、英國ではその負

担は一般に他国よりも穩当である。一七七五年七月五日で終わる会計年度に、イングランドの物品税委員会が管轄する諸税の総収入は五百五十万七千三百八ポンド十八シリング八ペソス四分の一で、徴収経費は五・五パーセント強にとどまつた。輸出に伴う奨励金や還付を差し引けば純収入は五百万ポンドを下回る。別管理の塩税は、これよりはるかに徴収コストが高い。関税の純収入は二百五十万ポンドに満たず、官吏の給与や諸経費だけで一割超を要し、さらに税関職員の手当などの副収入が各地で本給を上回り、港によつては二倍から三倍に達する。したがつて、給与と雑費が純収入比で一割超なら、手当を含めた実質的な徴収総コストは二割から三割超に膨らみ得る。物品税官吏は副収入がほとんどなく、この部門は比較的新しいため、長年の運用で弊害が定着した関税部門よりも一般に腐敗が少ないとされる。麦芽と麦芽酒に分かれている課税を麦芽に一本化すれば、物品税の年次経費は五万ポンド超の節減が見込まれる。さらに、関税の対象品目を絞り、物品税の執行規程に準じて課す方式に改めれば、関税部門の年次経費はいつそう削減できる見通しである。

第二に、消費財への課税は必ず産業の一部を停滞させ、縮小させる。課税で価格が上がれば需要は鈍り、生産は抑えられる。国内品であれば当該部門の雇用は減る。外国産

3 第二章 社会の一般（公的）歳入の源泉（十四）

に課税して価格が上がれば、同種の国産品は国内市場で相対的に有利になり、労働がそちらへ移る余地はあるものの、全体としては他部門の活動を圧迫し、ほぼすべての分野を萎縮させる。たとえば英國バーミンガムの金物業者が外国産の葡萄酒を高値で買えば、支払いに充てる自らの金物の一部を相対的に安く売らざるを得ず、その価値が下がり、その事業への意欲は弱まる。他国の余剰品を高値で買う消費者も、自國の余剰品の一部を安く手放すことになり、その価値が落ち、増産への動機が削がれる。結局、消費財課税は、課税された国内品の生産であれ、外国品の購入の支払いに充てる国内品の生産であれ、生産的労働の総量を本来より減らす傾向がある。さらに、国民経済における産業の自然な進路をゆがめ、総じて不利な方向へ導いてしまう。

第三に、密輸で税を逃れられるという期待は、没収や重い罰則を招き、当人をしばしば徹底的に破滅させる。彼らは自國法を破つた点で非難は免れないが、自然の正義に反したとは限らない。自然が罪とみなさない行為を国法が犯罪化したため、本来なら善良な市民として暮らせたはずの人が追い詰められ、犯罪者にされることがある。無駄な歳出や公金の流用が疑われる腐敗統治のもとでは、歳入を守る法は軽視され、敬意を失いがちだ。宣誓で嘘をつかずとも手軽で安全にできる状況であれば、密輸に良心の呵責を

覚えてためらう人は少ない。密輸品の購入をことさら拒み不買を誇示する態度は、歳入法違反やそれに伴う虚偽を事実上後押ししてしまうにもかかわらず、多くの国では気取った偽善と受け取られ、評価されないどころか、当人のほうが周囲より狡猾で悪どいのではないかと疑われがちだ。こうした大目に見る空気と世間の寛容さが密輸業者に自己正当化を与え、稼業は幾分無害だと思い込ませる。そのため歳入法の厳罰が迫ると、彼は自分の正当な財産だと信じるもの力をもつて守ろうとし、軽率に始めただけの者が、やがて社会の法を最も執拗に踏みにじる存在へと変わる。そして密輸業者が破綻すると、生産的労働を支えていた資本は国家の歳入や税務官の給与へと吸い上げられ、非生産的な支出に回るため、社会全体の資本はやせ、有用な産業も縮む。

第四に、この種の税は、課税品を扱う業者を、徵稅官による頻繁かつ継続的な訪問や不快な検査にさらし、ときには圧迫を加え、つねに大きな手間と煩雜さ、苛立ちは負担を強いる。こうした煩わしさは厳密には費用ではないが、免れるために代価を支払うに値すると言える以上、実質的には費用に等しい。制度目的の達成という点では物品税法は有効とされるものの、その煩わしさにかぎれば関税法よりも一段と重い。関税対象の貨物を輸入した商人は、関税を納付して貨物を倉庫に收めれば、通常はそれ以上税関から

干渉されない。他方、課税品を扱う場合は、業者は物品税担当官による絶え間ない訪問と検査への対応を避けられない。このため、物品税は関税より不人気で、徴税に当たる職員も敬遠されがちだ。これらの職員は業務の水準や職務の遂行では関税官に劣らないが、職務上、周囲に頻繁に迷惑をかけるを得ないため、人当たりも硬くなりがちだとされる。しかし、こうした評価や見解は、彼らの勤勉さと周到さによつて密輸が阻止されたり不正が摘発されたりする当の業者側の主張にすぎない可能性が高い。

ただし、消費財への課税に伴つて避けがたい不便が多少生じるのは確かだが、政府の歳出規模が近い諸国と比べれば、英國の国民が被る不便は他国の国民と同程度か、それより軽い。國家の統治は理想的でも完全でもなく改善の余地はあるが、近隣諸国の実情と比べれば、同等か、むしろ上回る水準にある。

消費財への課税を商人の利潤への課税とみなす発想から、いくつかの国では、商品は売り手が替わるたびに同じ税を重ねて課す仕組みが導入された。輸入商や製造業者の利潤に課税するなら、公平の観点から、最終消費者に届くまでの中間取引の利潤にも等しく課税すべきだと考えられたためである。スペインのアルカバラはその典型で、当初は十パーセント、のちに十四パーセント、現在は六パーセントを動産・不動産の別なくあ

らゆる売買ごとに課し、所有権が移るたびに重ねて徴収する。この税の執行には、州と州の間はもちろん、店と店の間の貨物の移動まで監視する多数の徴税官が必要となり、その結果、農民・製造業者・商人・小売業者のだれもが絶えず訪問と検査にさらされる。こうした税が広く行われている地域では、遠隔地市場向けの生産はほぼ不可能となり、各地の生産は近隣の消費規模にとどまる。ウスタリツツは、スペインの製造業の衰退はアルカバラが原因だとし、この税が製造品だけでなく土地の一次産品にも及ぶ以上、農業の後退も避けられなかつたと指摘する。

ナポリ王国では、あらゆる契約の評価額に対し三パーセントの税が課され、売買契約も対象となる。この税率はスペインの同種の税より低く、その負担も軽いうえ、多くの都市や教区では代替納付金（コンポジション、いわゆる一括納付金）による支払いが認められている。徴収の運用は各地の裁量に委ねられ、通例、地域内の流通や商取引を妨げず、商業活動の中止を招かないよう配慮して実施される。このように、この税はスペインの同種の税ほど過酷ではなく、経済への影響もはるかに穏やかである。

グレートブリテン連合王国では、重大でない例外が少数あるにすぎず税制は全国一律で、その結果、内陸と沿岸を含む国内商業はほぼ全面的に自由である。内陸取引はほぼ

完全に自由で、多くの商品は王国の隅々まで許可証や通行手形を要さず、税務官からの照会や臨検、検査も受けずに運べる。例外はあるが、国内商業の主要部門を妨げるほどではない。一方、沿岸航路で輸送される品には証明書や沿岸航路用の通関証が求められるものの、石炭を除けば多くの品目はほぼ無税である。課税の一律性がもたらすこの自由は英國の繁栄を支える主要因の一つであり、大国は自国の産業にとって必然的に最大かつ最良の市場となるからである。同じ一律性に基づく自由をアイルランドと植民地にも広げれば、国力と威信、ひいては帝国各地の繁栄はいつそう高まると見込まれる。

フランスでは州ごとに税制が異なるため、王国の国境だけでなく州境にも多数の税関と収税吏を置き、一定品目の持ち込み禁止や課税を厳格に適用せざるを得ず、国内の商取引はたびたび滞る。塩税（ガベール）は州によって運用が異なり、一括納付などの代替措置が認められる州もあれば、課税そのものが全面免除される州もある。王国の大半で徴税請負人に与えられているたばこ専売にも、適用除外となる州がある。イングランドの物品税に相当するエード税は課税内容が州ごとに大きく異なり、免除の代わりに等額の納付金で済ませる州もある。エード税が設けられ、請負徴収が行われている州では、特定の町や地区にしか及ばない地方税が多数設けられている。関税に当たるトレートは

王国を三つの大区分に分ける。第一は1664年の関税表に従う五大農場の州で、ピカルディー、ノルマンディーおよび内陸部の大半が含まれる。第二は1667年の関税表に従う外国視された州で、国境沿いの多くがそれに当たる。第三は外国扱いの州で、外国とは自由に通商できる一方、フランスの他州との取引には他の外国と同じ関税が課され、アルザス、司教領三州であるメス、トゥール、ヴェルダン、三都市のダンケルク、バイヨンヌ、マルセイユが含まれる。五大農場の州（この呼称は、かつて関税が五つの大区分に分かれ、各区分が独立に請負徴収されていたことに由来し、現在はすでに統合されている）と外国視された州の双方の区分にも、町や地区に限って適用される地方税が数多くある。外国扱いの州にも同様の課税が見られ、とりわけマルセイユで顕著である。このように税制が異なる州境や地区境を監視するには、内国通商への制約も、配置される収税吏の数も、必然的に増える。

複雑な税制による一般的な制約に加えて、フランスでは、穀物に次ぐ重要な產品であるワインの取引に、多くの地域で、特定の地域や地区のぶどう園を優遇してきた経緯に基づく個別の規制が適用されている。ワインで名高い地域ほど、こうした取引上の制約は少ない傾向にある。市場が広いからこそ、ぶどうの栽培やぶどう園の管理に加え、そ

の後の仕込み、醸造、熟成、貯蔵といった各段階でも、適切で質の高い経営が促される。

この種の多様で複雑な歳入制度や税制は、フランスに特有のものではない。小規模なミラノ公国は六州に分かれ、州ごとに消費財の品目別に課税の仕組みが異なる。さらに規模の小さいパルマ公国も三ないし四の区分に分かれ、それぞれが独自の制度を持つ。こうした不合理な制度運用のもとでは、例外的なほど肥沃な土壌と温暖な気候に恵まれていない限り、これらの国は早晚、極度の貧困と文化的後退に陥りかねない。

消費財への課税には、政府が官吏を任命して直轄機構で徴収し、歳入が税収の実績に応じて年々増減する方式と、一定額の上納金を条件に徴税権を民間に請け負わせ、請負人が自ら役人を置いて法に従い徴収し、その監督と説明責任を直接負う方式とがある。

請負制は最善でも僥倖的でもない。なぜなら、請負人は上納金、役人の給与、運営費に加え、前払い資金、引き受ける危険、費やす労力、そして複雑な事業の運営に要する知識と技能に見合う利益を税収に常に上乗せしようとするからである。政府が同様の徴税機構を直轄で設けて自ら監督すれば、こうした利益、とりわけ過大になりがちな部分を節約できる。歳入の相当部分を請負に委ねるには多額の資本か大きな信用が要り、参入できる者はごく少数に限られる。さらに、必要な知識や経験を備える者はその中でもい

つそう少なく、競争は一段と弱まる。その極少数は互いに競うより結びつき、共同出資者や共同経営者になる方が得だと判断し、競売では本来の価値を大きく下回る上納金しか提示しない傾向がある。公的歳入を請負制に委ねる国では、請負人はおおむね最富裕層となり、その富 자체が世論の反感を招き、さらに新興の富に伴う虚栄や見せびらかしがその反感をいつそうあおる。

公共財政を担う徴税請負人は、租税逃れへの罰がいかに厳しくても過剰だとはみなさない。納税者は自分たちの庇護の対象でも臣下でもなく、自分たちの支配下にもないため、同情は薄い。請負期間が終わつた翌日に納税者が一斉に総倒れしても、自分たちの利害は大きく揺るがないと考える。国家が窮地にあり、君主が歳入確保に神経を尖らせる局面でも、現行よりもさらに厳しい取り締まりや法の強化がなければ通常の上納金すら納められないと口をそろえて訴える。国が苦境にあるときにはこの要求は退けにくく、その結果、歳入関連法は次第に厳罰化し、いつそう厳格になる。歳入を請負に大きく依存する国ほど規定は苛烈になり、主権者が直接監督して徴収する国ほど規定は寛容で穩当になる。愚かな君主であつても徴税請負人よりは民を思いやり、王家や家門の長期的な威信と繁栄は民の繁栄に懸かっていると知つてゐるから、つかの間の私利のためにそ

れを意図的に損なうことはしない。一方で徴税請負人の利得や権勢は、しばしば民の繁栄ではなく、その疲弊や没落、破滅に連動して成り立つ。

税の徴収を一定額の上納と引き換えに民間に請け負わせ、さらに課税品の専売権まで与える制度があり、フランスではたばこと塩がその対象である。請負人は請負利益に加えて専売差益も得て、二重に法外な利潤を手にする。たばこは嗜好品で買わない自由があるが、塩は生活必需品のため各人は請負人から所定量を購入しなければならず、未達分は密売で賄つたと見なされる。両税は過重で密売の誘惑は強いものの、苛烈な法令と請負側の厳しい監視によって、関与すれば生活はほぼ破綻する。実際、塩とたばこの密売で毎年数百人がガレーブ送りにされ、さらに相当数が絞首刑に処されている。それでも税収は巨額で、一七六七年にはたばこの請負は年額二千二百五十四万一千二百七十八リーヴル、塩の請負は三千六百四十九万四千四百四リーヴルで契約され、いずれも開始は一七六八年、期間は六年である。君主の歳入を優先し民の犠牲を顧みない立場からは、この徴税方式は容認されうるのだろう。類似の税と専売は、オーストリア領やプロイセン領、イタリア諸邦の多くでも採用されている。

フランスでは、王室歳入の実収の大半は、タイユ（直税）、カピタシオン（人頭税）、

二つのヴァンティエム（二十分の一課税の二本立て）、ガベル（塩税）、エード（物品税）、トレート（関税）、ドメーヌ（王領地収入）、たばこ専売の請負という八つの財源から成っていた。後の五つは多くの州で請負徴収に付されていた。これに対し、前の三つは政府の直接監督下で国が全国一律に課税と徴収を行い、納税者の負担に対する実收は、運営に無駄が多く費用もかさむ後の五つより高いと広く考えられていた。

フランス財政の現状には三つの明確な改革策がある。第一に、タイユ（直接課税の地税）と人頭税を廃止し、ヴァンティエム（二十分の一税）を両税分に相当する水準まで引き上げれば、国庫收入は維持でき、徵稅費用は大幅に削減され、下層の負担は和らぎ、上層の負担も総じて現状並みにとどまる。ヴァンティエムはイングランドの地租に近く、タイユの最終負担は土地所有者に帰着し、人頭税もタイユに比例して課されるため、最終負担者は同じ層である。したがって、ヴァンティエムを両税相当まで高めても、上層全体の負担構造は大きく変わらない。ただし、タイユの賦課は領地や小作人ごとの偏在が大きく、従来の優遇を受けてきた側ほど不利益が大きくなるため、これが改革の最大の障害となる。第二に、ガベル、エード、トレート、たばこ税などの関税・物品税を全國一律にすれば、徵稅費用はいっそう抑えられ、国内商業はイングランド並みの自由に

近づく。第三に、これらの税を政府の直接監督下に置けば、ファルミエ・ジエネラル（徵稅總請負人）の超過利潤を国庫に取り込める。もつとも、私益に根差した反対は、後の二策についても第一の案と同様に強力である公算が大きい。

フランスの課稅制度は総じて英國に及ばない。英國では、八百万人に満たない人口から毎年一千万ポンドが徵收されているが、特定の階層だけが不當に重い負担を負つてゐるとは言いがたい。アベ・エクスピイの資料や『立法と穀物商業に関する論考』によるところ、ロレーヌとバールを含むフランスの人口は約二千三百万から二千四百万人で、英國のおよそ三倍である。土壤と氣候は英國より恵まれ、改良と耕作の歴史も長い。そのため、各地の都市や農村にある便利で堅牢な住宅など、長年の蓄積を要する資産が広く行き渡つてゐる。こうした条件を踏まえれば、フランスでも三千万ポンド規模の歳入を、英國が一千万ポンドを賄つてゐると同程度の負担で確保できてよいはずだ。ところが一七六五年と一七六六年に國庫に入った歳入総額は、入手できた最善ではあるが不完全文書によれば概ね三億八百万から三億二千五百万リーヴルにとどまり、一千五百万ポンドには届かず、英國と同じ人口比での負担水準に照らせばその半分にも満たなかつた。それでもなお一般には、フランスの人びとのほうが英國の人びとより税の重圧を強く感

じている。とはいへフランスは、英國に次いで、歐州の大國の中で最も穩健で寛容な統治を享受している。

オランダでは、生活必需品への重い課税が製造業などの主要産業を損ない、漁業や造船業にも萎縮圧力を及ぼすおそれがある。これに対し、英國の生活必需品への課税は比較的軽く、これが原因で製造業が壊滅した例は確認されていない。英國で重荷となつてゐるのは原材料の輸入にかかる一部の関税で、とりわけ生糸への課税が重い。さらに、オランダの総会および各都市の歳入は五百二十五万ポンド超に達し、連合州の人口は英國の三分の一ほどにすぎないため、人口比では課税負担がかなり重い。

適正な課税対象を出し尽くしても財政危機が続き新税が必要なら、いずれ本来は課税すべきでないものにまで課税が及ぶ。オランダ共和国における生活必需品への課税はその典型である。同国は独立の獲得と維持のための戦費がかさみ、僨約しても巨額の負債を抱えた。加えて、ホラントとゼーラントの二州は地勢が特異で、海から守るだけでも多大な費用を要し、その分税負担がさらに重くなつた。現在のオランダの隆盛を支える柱は共和政であり、巨資を有する家系や大商人は政務に直接または間接に影響力を持ち、その地位がもたらす敬意と権威を重んじるがゆえに、自己運用でも貸付でも利回りが低

く、わずかな収入の購買力も歐州の他地域に劣るこの国にあえて住み続いている。こうした富裕層の居住が、多くの不利にもかかわらず国内の産業と商業を下支えしている。だが、もし国家的な災厄で共和政が崩れ、統治が貴族や軍人に移って富裕商人の重要性が薄れれば、彼らは敬意を得られない国を離れ、住居と資本を他国へ移すだろう。そうなれば、産業と商業はそれらを支える資本とともに速やかに流出する。